

社会福祉法人可茂会役員名簿

任期:令和7年6月11日～令和9年6月定時評議員会終結時

順不同

No.	役職	氏名	備考
1	理事長	藤掛 仁博	
2	理事	池田 博子	
3	理事	吉田 万里	
4	理事	安藤 千秋	
5	理事	長谷川伸二	
6	理事	山口 和己	

No.	役職	氏名	備考
1	監事	秋山 光起	
2	監事	亀井 和紀	

任期:令和7年6月11日～令和11年6月定時評議員会終結時

No.	役職	氏名	備考
1	評議員	村瀬 正樹	
2	評議員	加藤 政博	
3	評議員	前田 弘明	
4	評議員	加納 克彦	
5	評議員	佐藤 誠	
6	評議員	古田 光正	
7	評議員	水野 敏康	

社会福祉法人可茂会役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人可茂会（以下「法人」という。）定款第6条第6項、第8条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員選任・解任委員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬の支給）

第2条 役員等が理事会、評議員選任・解任委員会、評議員会の会議又は監査業務（以下「会議等」という。）に出席したときは、日額 3,000 円の報酬を支給する。

（出張旅費等の支給）

第3条 役員等が理事長の命を受けて法人及び施設運営のために出張したときは、次により報酬、宿泊費及び交通費（以下「出張旅費等」という。）を支給する。

報酬（日額）	宿泊費	公共交通機関を利用した場合の交通費	自家用車を利用した場合の交通費
3,000 円	実費 （上限1泊 13,000 円）	実費	1キロメートルにつき 25 円

（職員給与との併給の禁止）

第4条 法人職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び評議員選任・解任委員に対しては、本規程に基づく報酬及び出張旅費等は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第5条 報酬については、会議等に参加した都度、支給する。

2 出張旅費等については、原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（公表）

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年6月 23 日から施行する。